くすり！と、暮らしに微笑みを。

ツルハグループ

第54回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成28年8月10日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 札幌市中央区北1条西11丁目
ロイトン札幌 3階 ロイトンホール

目　次

- 株主総会招集ご通知 …… 1
- （添付書類）
  - 事業報告書 …… 5
  - 計算書類等 …… 28
  - 監査報告書 …… 44
- 株主総会参考書類
  - 第１号議案　取締役11名選任の件 …… 48
  - 第２号議案　会計監査人選任の件 …… 57
  - 第３号議案　当社および当社子会社の執行役員および従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件 …… 58

株式会社ツルハホールディングス
証券コード　3391

証券コード3391
平成28年７月19日

株　主　各　位

札幌市東区北24条東20丁目１番21号
株式会社ツルハホールディングス
代表取締役社長　堀　川　政　司

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示のうえご送付いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法（インターネット等）により行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成28年８月９日（火曜日）午後６時までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年８月10日（水曜日）午前10時（午前９時受付開始）

２．場　　所　札幌市中央区北１条西11丁目
ロイトン札幌　３階　ロイトンホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目 的 事 項

報告事項

１．第54期（平成27年５月16日から平成28年５月15日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第54期（平成27年５月16日から平成28年５月15日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役11名選任の件

第２号議案　会計監査人選任の件

第３号議案　当社および当社子会社の執行役員および従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

４．議決権の行使等についてのご案内

３頁に記載の［議決権の行使等についてのご案内］をご参照ください。

５．修正事項の通知方法

株主総会参考書類および事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tsuruha-hd.co.jp/）において周知させていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早目にご来場くださいますようお願い申しあげます。
◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。

議決権の行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（48頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申しあげます。議決権の行使には以下３つの方法がございます。

1 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

2 議決権行使書を郵送する場合



株主総会にご出席いただけない場合、議案の賛否をご表示のうえ、**平成28年８月９日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。**

3 インターネット等による議決権行使の場合



株主総会にご出席いただけない場合、インターネット等により議決権を行使していただけます。

詳しくは、次頁をご覧ください。

パソコン、スマートフォン又は携帯電話等から**議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）**にアクセスし、議決権行使書に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

なお、**インターネット等による議決権行使の場合の有効期限は、平成28年８月９日（火曜日）午後６時受付分までとなります。**ご注意ください。

（毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止しております。）

議決権行使書のご記入方法のご案内

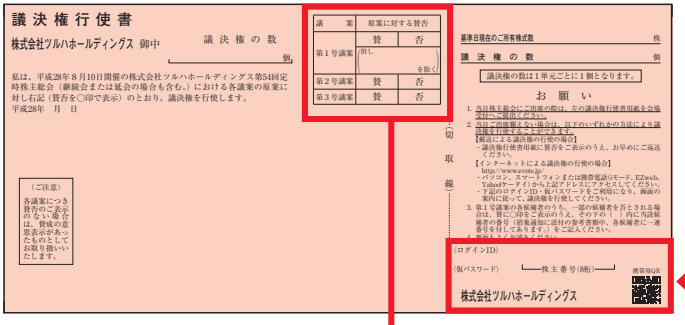
議決権行使書

株式会社ツルハホールディングス 御中

議決権の数 個

私は、平成28年８月10日開催の株式会社ツルハホールディングス第54回定時株主総会（継続会または延会の場合も含む。）における各議案の原案に対し右記（賛否を○印で表示）のとおり、議決権を行使します。

平成28年　月　日

（ご注意）

各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議案	原案に対する賛否	
第１号議案	賛	否
第２号議案	賛	否
第３号議案	賛	否

基準日現在のご所有株式数　株

議決権の数　個

議決権の数は１単元ごとに１個となります。

お願い

1. 当日株主総会にご出席の際は、左の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席難しない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができます。
【郵送による議決権の行使の場合】
・議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、お早めにご返送ください。
【インターネットによる議決権の行使の場合】
http://www.evote.jp/
・パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（i-モード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から上記アドレスにアクセスしてください。
・下記のログインID・仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って、議決権を行使してください。
3. 第１号議案の各候補者のうち、一部の候補者を否とされる場合は、賛に○印をご表示のうえ、そのうの（　）内に当該候補者の番号（前集通知に添付の参考書類中、各候補者に一連番号を付してあります。）をご記入ください。

（切取線）

〈ログインID〉

〈仮パスワード〉　株主番号（8桁）　携帯用QR

株式会社ツルハホールディングス

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議案	
賛成の場合	▶「賛」の欄に○印
否認する場合	▶「否」の欄に○印

【議決権の行使のお取り扱いについて】
議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

(1) パソコンをご使用する場合

議決権行使サイトにアクセスする (http://www.evote.jp/)

A 「次の画面へ」をクリック

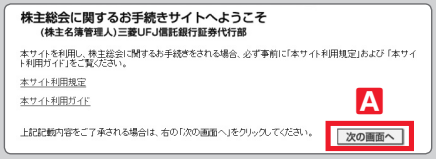

ログインする

B お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

C 「ログイン」をクリック

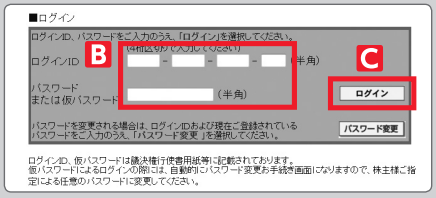

パスワードを登録する

D 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

E 「送信」をクリック

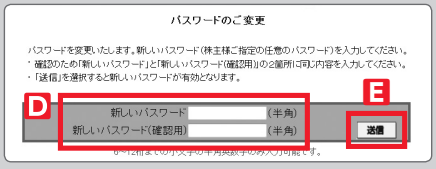

確認画面が出たら「確認」をクリック

以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 携帯電話をご使用する場合

議決権行使サイトにアクセスする (http://www.evote.jp/)

三菱UFJ信託銀行
議決権行使サイト

◆議決権行使サイト(トップ)

■ご利用案内

必ずお読みください。

A ■ログイン

こちらからログインしてください。

■お問合せ

A 「ログイン」をクリック
QRコードは一部の携帯電話ではご使用いただけない場合がありますのでご了承願います。

ログインする

B ◆本人認証
■ログインIDを入力
(4桁区切り)

■本パスワードもしくはご案内の仮パスワードを入力

・すべて半角で入力
・大文字と小文字は区別

C ■ログイン

・パスワードを失念された方、連続して間違えて利用できなくなった方は、三菱UFJ信託銀行証券代行部(ヘルプデスク)へお問合せください。

B お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

C 「ログイン」をクリック

以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(3) 代理人による議決権行使の場合

株主総会にご出席いただけない場合、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(添付書類)

事　業　報　告

(平成27年５月16日から
平成28年５月15日まで)

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

① 事業の状況

当連結会計年度（平成27年５月16日～平成28年５月15日）における経済情勢は、国内景気の緩やかな回復基調が続く一方で、消費者マインドに足踏みがみられるほか、中国やアジア新興国等における景気の下振れリスクが懸念されるなど、先行き不透明な状況が続きました。

ドラッグストア業界においては、競合他社の出店や価格競争が引き続き激化しているほか、企業の統合・再編への動きがさらに強まっており、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループではカウンセリングを主体とした接客サービスの徹底を継続して行うとともに、戦略的な営業施策を実施いたしました。具体的には、お客様のニーズに対応する高付加価値商品のカウンセリング販売に注力したほか、高品質で低価格のプライベートブランド商品「M's one（エムズワン）・Medis' one（メディズワン）」の積極的な展開、食品をはじめとする新たなカテゴリーの導入による利便性の強化を目的とした既存店舗の改装を推進してまいりました。また、東日本地区を中心に物流システムの改革に着手し、店舗作業の削減・効率化を図ることで、よりきめ細かな接客サービスの提供に努めた結果、既存店売上高は計画を大きく上回って推移いたしました。

出店につきましては、ドミナント戦略に基づく地域集中出店および既存店舗のスクラップアンドビルドを推進したことにより、期首より113店舗の新規出店と38店舗の閉店を実施いたしました。また、平成27年10月19日付で株式会社レデイ薬局を子会社化し、209店舗がグループに加わりました。この結果、当連結会計年度末のグループ店舗数は直営店で1,667店舗となりました。なお、タイ国内の当社グループ店舗におきましては、４店舗の新規出店と５店舗の閉店を実施し、店舗数は平成28年５月15日現在で22店舗となりました。

当社グループの出店、閉店の状況は次のとおりとなっております。

（単位：店舗）

	前期末店舗数	出店	子会社化	閉店	純増	期末店舗数	うち調剤薬局
北海道	344	20	－	6	14	358	72
東　北	391	30	－	5	25	416	76
関東・甲信	378	24	－	12	12	390	123
中部・関西	40	12	－	2	10	50	12
中国・四国	229	26	209	13	222	451	102
九州	1	1	－	－	1	2	－
国内店舗計	1,383	113	209	38	284	1,667	385

（その他　海外22店舗　ＦＣ加盟店舗１店舗）

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高5,275億８百万円（前年同期比19.8%増）、営業利益313億42百万円（同16.5%増）、経常利益326億23百万円（同16.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益193億23百万円（同12.3%増）となりました。

今後も「全国2,000店舗」「売上高7,000億円」の目標達成とさらなる経営基盤と成長力の強化に努め、地域のお客様にとって便利で信頼される店舗づくりと日本一のドラッグストアチェーン構築を目指し、企業価値向上に努めてまいります。

なお、商品部門別の状況は、次のとおりであります。

医薬品

「Medis' one（メディズワン）」をはじめとする医薬品プライベートブランド商品のカウンセリング販売によるＯＴＣ医薬品の売上確保に加え、調剤報酬額の伸長により、売上高は前年同期比18.9％増加の1,300億13百万円となりました。

化粧品

化粧品販売担当者の教育体制の充実を図ったことにより高付加価値商品のカウンセリング販売が好調であったほか、一般化粧品においては基礎・ポイントメイクをはじめとする売場展開の強化等が奏功し、売上高は前年同期比21.2％増加の981億49百万円となりました。

日用雑貨

「M's one（エムズワン）」商品が好調に推移したほか、カテゴリーごとの売上規模に応じたゴンドラ数・棚割構成の見直し、衣類用洗剤・芳香剤などにおける新商品・高単価商品の販売強化が貢献し、売上高は前年同期比13.0％増加の1,466億59百万円となりました。

育児用品

ミルク・フード類、ベビー用スキンケア用品などが年間を通じて堅調に推移したほか、上期はベビー用紙おむつにおいて日本製商品の需要が高かったことから、売上高は前年同期比20.7％増加の209億63百万円となりました。

その他

利便性向上を目的とした食品取扱店舗の拡大を推進したほか、健康食品においては機能性表示食品などの新商品・話題商品の展開を強化したことにより、売上高は前年同期比28.7％増加の1,275億39百万円となりました。

商品部門別売上実績

品目		当連結会計年度 (自　平成27年５月16日 至　平成28年５月15日)		
		金　額（百万円）	構 成 比（%）	前 期 比（%）
商品	医薬品	130,013	24.6	118.9
	化粧品	98,149	18.6	121.2
	日用雑貨	146,659	27.8	113.0
	育児用品	20,963	4.0	120.7
	その他	127,539	24.2	128.7
小計		523,326	99.2	119.9
不動産賃貸料		329	0.1	282.5
手数料収入		719	0.1	73.1
インターネット販売等		3,132	0.6	114.8
合計		527,508	100.0	119.8

(注)　当社グループは、おもに一般消費者に対して店頭販売を行っているため、受注生産および受注販売は行っておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、123億66百万円であり、その主なものは113店舗の新規出店および改装に伴う差入保証金等の店舗設備投資であります。

(出店店舗)

都道府県別出店店舗数			
北海道	20店舗	愛知県	1店舗
青森県	7店舗	滋賀県	1店舗
岩手県	2店舗	大阪府	7店舗
宮城県	4店舗	兵庫県	3店舗
秋田県	7店舗	鳥取県	2店舗
山形県	3店舗	島根県	6店舗
福島県	7店舗	岡山県	1店舗
栃木県	2店舗	広島県	10店舗
埼玉県	2店舗	山口県	4店舗
千葉県	4店舗	香川県	1店舗
東京都	11店舗	愛媛県	1店舗
神奈川県	2店舗	高知県	1店舗
山梨県	2店舗	福岡県	1店舗
長野県	1店舗	計	113店舗

(閉店店舗)

都道府県別閉店店舗数			
北海道	6店舗	山梨県	1店舗
岩手県	1店舗	兵庫県	2店舗
宮城県	1店舗	島根県	2店舗
秋田県	2店舗	岡山県	1店舗
山形県	1店舗	広島県	3店舗
茨城県	1店舗	山口県	1店舗
千葉県	4店舗	香川県	2店舗
東京都	3店舗	愛媛県	4店舗
神奈川県	3店舗	計	38店舗

③　資金調達の状況
当連結会計年度において社債または新株の発行による資金調達は行っておりません。

④　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は株式会社レデイ薬局に対する公開買付けを実施し、平成27年10月19日付で同社を子会社化いたしました。なお、当社の同社株式の保有割合は51％となっております。

(2) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第 51 期 (平成25年５月期)	第 52 期 (平成26年５月期)	第 53 期 (平成27年５月期)	第 54 期 (当連結会計年度) (平成28年５月期)
売　　上　　高 (百万円)	343,019	388,465	440,427	527,508
経　常　利　益 (百万円)	23,821	25,321	27,985	32,623
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	13,461	14,563	17,210	19,323
１株当たり当期純利益　(円)	284.22	305.25	362.36	405.73
総　　資　　産 (百万円)	162,708	193,485	213,854	293,541
純　　資　　産 (百万円)	104,138	120,056	131,791	155,290
１株当たり純資産額　(円)	2,175.62	2,435.58	2,765.60	3,170.60

(注)　１．当社は、平成26年５月16日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますので１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額は第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
２．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社に該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ツルハ	4,252百万円	100.0%	薬局および店舗販売業に基づく医薬品等の販売ならびにフランチャイズ店への卸売販売業
株式会社くすりの福太郎	98百万円	100.0%	関東地区における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	287百万円	100.0%	中国・九州地区における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株式会社レデイ薬局	598百万円	51.0%	中四国地区における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株式会社ツルハグループマーチャンダイジング	10百万円	100.0%	当社グループ全般に係る商品の調達および物流に関する企画、商談、調達業務
株式会社ウイング	20百万円	100.0%	当社グループのプライベートブランド商品の企画開発・販売促進業務
株式会社ツルハｅコマース	10百万円	100.0%	当社グループ取扱商品の電話およびインターネット等での通信販売
株式会社ツルハフィナンシャルサービス	10百万円	100.0%	保険代理店業務および経営指導管理
株式会社ツルハコーポレーション北北海道	10百万円	100.0%	北北海道地区における店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株式会社ツルハコーポレーション南北海道	10百万円	100.0%	南北海道地区における店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株式会社ツルハコーポレーション東北	10百万円	100.0%	関東・甲信、東北地区における店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株式会社ツルハファーマシー	10百万円	100.0%	不動産賃貸業
株式会社セベラル	50百万円	100.0%	自動販売機の賃貸および飲料の販売

(注) 1．㈱ツルハコーポレーション北北海道、㈱ツルハコーポレーション南北海道、㈱ツルハコーポレーション東北、㈱ツルハファーマシーは、㈱ツルハの完全子会社であります。

2．㈱ハーティウォンツが平成27年８月16日をもって㈱ウェルネス湖北を吸収合併し、社名を㈱ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本に商号変更いたしました。

3．㈱ツルハグループマーチャンダイジングは、㈱ウイングおよび㈱ツルハｅコマースを平成28年５月16日をもって、当社グループ内で吸収合併しております。

③　特定完全子会社に関する事項

会　　社　　名	住　　所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目１番21号	28,208百万円	75,849百万円
株式会社ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本	広島市西区井口明神1丁目1番10号	21,619百万円	

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、国内景気の緩やかな回復が期待されるものの、海外の経済情勢の見通しへの懸念などから消費者の生活防衛意識は継続するものと考えられます。ドラッグストア業界においては価格競争や出店競争の激化、および業界の垣根を越えたM＆Aや業務・資本提携などの業界再編への動きがより加速すると想定され、厳しい経営環境が続くものと思われます。

このような状況の中で、当社は「お客様の生活に豊かさと余裕を提供する」という経営理念のもと、美と健康に関する高い専門性を生かしたカウンセリングサービスの充実に引き続き取り組むとともに、プライベートブランド商品「M's one（エムズワン）・Medis' one（メディズワン）」をはじめとする良質でお求めやすい商品の品揃えによる利便性の提供に努め、お客様に親しまれる身近で便利なドラッグストアを目指してまいります。

2017年５月期の重点方針は次のとおりです。

①収益性を重視した店舗展開戦略

店舗展開地域への集中出店によりドミナント戦略を推進するとともにM&Aを含めた新規地域への展開拡大を図ります。

②高齢化や競争激化による商圏縮小への対応

繁華街立地への出店を推進するほか、利便性の向上を目的として既存店舗の改装による食品部門の拡充に取り組みます。

③事業会社の経営効率の向上

物流センターの機能向上、店頭取扱品目の見直し等による店舗作業改善を引き続き推進し、人件費率の改善を図ります。

④グループ管理業務の集約による効率化

2016年５月16日付で、㈱ツルハグループマーチャンダイジングが㈱ウイングおよび㈱ツルハｅコマースを吸収合併いたしました。商品調達・プライベートブランドの企画開発・通信販売の３事業を集約し、相互の業務連携により商品軸でのグループシナジーの最大化を図ります。

⑤プライベートブランド「M's one（エムズワン）・Medis' one（メディズワン）」のブラ

ンド力強化
既存商品の見直し・リニューアルを通じてお客様のニーズに応える高品質な商品の提供に努めるとともに、パッケージデザインの刷新等を通じてツルハグループを代表する商品としてのブランド力向上を図ります。

⑥調剤事業の強化
既存店舗への併設を中心とした調剤薬局の新規出店および薬剤師のスキルアップに努めるとともに、薬局店頭での健康セルフチェック（自己採血）の実施などを通じて調剤事業の充実に取り組みます。

⑦海外事業展開の推進
業務提携先であるタイ国・サハグループとの合弁会社「Tsuruha(Thailand)Co.,Ltd.」によるタイ国での事業基盤を早期に確立すべく、収益の見込める好立地への出店を推進するとともに、管理業務・物流体制の効率化を図ります。

2017年５月期の出店計画は、新規出店125店舗、閉店23店舗、期末店舗数1,769店舗を計画しており、未出店地区への進出も含めてより一層のドミナント化を推進いたします。さらに、当社は中期目標である「2019年５月期　2,000店舗・売上高7,000億円」を達成かつ、高い成長性を維持するため、上記施策の確実な実行と、当社の方針に賛同していただける企業との資本・業務提携やM＆Ａも実施しながら、グループの企業価値の最大化に注力して行きたいと考えております。

(5) 主要な事業内容（平成28年５月15日現在）

当社は、グループ会社各社の経営指導および管理を行っております。

なお、当社グループは、当社、連結子会社13社で構成され、医薬品、化粧品、日用雑貨、育児用品等の販売に関係する事業等を行っております。

(6) 主要な営業所（平成28年５月15日現在）

当社本社　札幌市東区北24条東20丁目１番21号

なお、当社グループ店舗数の状況は以下のとおりであります。

直営店舗　1,667店舗（その他 海外22店舗、フランチャイズ１店舗）

当社グループ直営店舗の分布状況（地区および店舗数）は次のとおりであります。

都道府県別店舗数			
北海道	358店舗	愛知県	6店舗
青森県	46店舗	滋賀県	8店舗
岩手県	56店舗	大阪府	11店舗
宮城県	101店舗	兵庫県	13店舗
秋田県	63店舗	和歌山県	12店舗
山形県	73店舗	鳥取県	27店舗
福島県	77店舗	島根県	46店舗
茨城県	42店舗	岡山県	5店舗
栃木県	10店舗	広島県	150店舗
埼玉県	9店舗	山口県	35店舗
千葉県	126店舗	徳島県	17店舗
東京都	135店舗	香川県	42店舗
神奈川県	40店舗	愛媛県	107店舗
山梨県	22店舗	高知県	22店舗
長野県	6店舗	福岡県	2店舗
		計	1,667店舗

(7) 従業員の状況（平成28年５月15日現在）

① 当社グループの状況

区　　分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　　性	3,388名	419名増	36歳３ヵ月	９年８ヵ月
女　　性	2,559名	382名増	32歳４ヵ月	７年３ヵ月
合計または平均	5,947名	801名増	34歳７ヵ月	８年８ヵ月

（注）　上記従業員数には、社外への出向者９名を含み、嘱託328名およびパートタイマーは含めておりません。なお、パートタイマーの当期末の人数は10,716名（１日１人８時間換算）であります。

② 当社の状況

区　　分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　　性	90名	35名増	46歳３ヵ月	16年４ヵ月
女　　性	30名	11名増	38歳２ヵ月	13年７ヵ月
合計または平均	120名	46名増	44歳２ヵ月	15年８ヵ月

（注）１．上記従業員数には、嘱託およびパートタイマーは含めておりません。なお、パートタイマーの当期末の人数は５名（１日１人８時間換算）、嘱託は２名であります。
２．上記従業員数には、当社グループからの出向者54名を含んでおります。これは、業務効率化を目的としたグループ内の業務集約により、各事業会社からの出向者が増加したものであります。

(8) 主要な借入先（平成28年５月15日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
シンジケートローン	6,000百万円

（注）シンジケートローンは、当社子会社である㈱レデイ薬局による㈱みずほ銀行を幹事とする金融機関４社の協調融資によるものです。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の状況に関する事項

（1）株式に関する事項

① 発行可能株式総数　152,000,000株
② 発行済株式の総数　48,690,268株
③ 株主数　9,512名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
イオン株式会社	6,313千株	13.21%
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	1,943千株	4.07%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,846千株	3.86%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,660千株	3.47%
STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON AS TRUSTEE FOR MAWER INVESTMENT MANAGEMENT LTD.	1,477千株	3.09%
鶴羽樹	1,407千株	2.94%
小川久哉	1,400千株	2.93%
鶴羽暁子	1,049千株	2.20%
鶴羽肇	1,013千株	2.12%
鶴羽弘子	1,012千株	2.12%

（注） 持株比率は、当社所有自己株式（886,038株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況

発行回次（株式報酬型ストックオプション）	新株予約権の数（新株予約権1個につき200株）	目的となる株式の種類および数	新株予約権の払込金額	行使価額	行使期間	当社役員の保有状況			
						区分	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
2008年新株予約権	136個	27,200株	無償	1円	平成20年9月26日から平成40年9月25日まで	取締役(注)	35個	7,000株	5名
						社外取締役	14個	2,800株	2名
						監査役	14個	2,800株	2名
2009年新株予約権	156個	31,200株	無償	1円	平成21年9月26日から平成41年9月25日まで	取締役(注)	40個	8,000株	5名
						社外取締役	16個	3,200株	2名
						監査役	16個	3,200株	2名
2010年新株予約権	173個	34,600株	無償	1円	平成22年9月28日から平成42年9月27日まで	取締役(注)	45個	9,000株	5名
						社外取締役	9個	1,800株	1名
						監査役	18個	3,600株	2名
2011年新株予約権	182個	36,400株	無償	1円	平成23年9月28日から平成43年9月27日まで	取締役(注)	45個	9,000株	5名
						社外取締役	9個	1,800株	1名
						監査役	18個	3,600株	2名
2012年新株予約権	164個	32,800株	無償	1円	平成24年9月28日から平成44年9月27日まで	取締役(注)	42個	8,400株	5名
						社外取締役	6個	1,200株	1名
						監査役	12個	2,400株	2名
2013年新株予約権	83個	16,600株	無償	1円	平成25年9月28日から平成45年9月27日まで	取締役(注)	21個	4,200株	5名
						社外取締役	6個	1,200株	2名
						監査役	12個	2,400株	4名
2014年新株予約権	69個	13,800株	無償	1円	平成26年9月28日から平成46年9月27日まで	取締役(注)	17個	3,400株	5名
						社外取締役	4個	800株	2名
						監査役	8個	1,600株	4名
2015年新株予約権	37個	7,400株	無償	1円	平成27年9月29日から平成47年9月28日まで	取締役(注)	12個	2,400株	5名
						社外取締役	2個	400株	2名
						監査役	5個	1,000株	5名

（注）社外取締役は含まれておりません。

② 当事業年度中の従業員等に対する新株予約権等の交付の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況

a）取締役および監査役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	鶴羽 樹	㈱ツルハ代表取締役会長 ㈱クスリのアオキ取締役
代表取締役社長	堀川政司	㈱ツルハ取締役
取締役	鶴羽 順	専務執行役員グループ店舗運営部門担当 ㈱ツルハ代表取締役社長・社長執行役員
取締役	後藤輝明	常務執行役員グループ調剤運営部門担当 ㈱ツルハ取締役・常務執行役員
取締役	大船正博	常務執行役員管理部門担当管理本部長 ㈱ツルハ取締役 ㈱ツルハフィナンシャルサービス代表取締役社長
取締役	阿部光伸	常務執行役員グループ海外事業部門担当 ㈱ツルハ取締役 Tsuruha（Thailand）Co.,Ltd.代表取締役社長 ㈱くすりの福太郎代表取締役副会長
取締役	木嶋敬介	㈱ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本代表取締役会長
取締役	青木桂生	㈱クスリのアオキ取締役会長 日本チェーンドラッグストア協会会長
取締役相談役	岡田元也	イオン㈱取締役兼代表執行役社長 グループＣＥＯ
常勤監査役	西 功	㈱ツルハ監査役
常勤監査役	土井勝久	土井法律事務所代表、㈱ツルハ監査役
監査役	酒井 純	公認会計士酒井純事務所代表、㈱ツルハ監査役、㈱ホクリヨウ監査役
監査役	井元哲夫	イオン㈱顧問
監査役	藤井文世	㈱北洋銀行常務取締役

（注）1．取締役岡田元也および青木桂生の両氏は社外取締役であります。なお、当社は青木桂生氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2．監査役土井勝久、酒井　純および藤井文世の３氏は社外監査役であります。なお、当社は土井勝久および藤井文世の両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

3．監査役酒井　純氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有しております。

b）執行役員

地位	氏名	担当
社長執行役員	※ 堀川政司	
専務執行役員	※ 鶴羽順	グループ店舗運営部門担当
常務執行役員	※ 後藤輝明	グループ調剤運営部門担当
常務執行役員	※ 大船正博	管理部門担当、管理本部長
常務執行役員	※ 阿部光伸	グループ海外事業部門担当
常務執行役員	江口典幸	グループ商品部門担当、 ㈱ツルハグループマーチャンダイジング代表取締役社長
執行役員	宇美康	㈱ツルハ店舗運営部門担当
執行役員	遠山和登	グループ店舗開発部門担当
執行役員	髙島光洋	情報システム部門担当、情報システム本部長
執行役員	村上正一	㈱ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本担当、 ㈱ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本代表取締役社長
執行役員	藤田充人	㈱ウイング担当、㈱ウイング代表取締役社長

（注）1．上記※印の執行役員は、取締役を兼任しております。
2．藤田充人氏は、平成28年５月16日付で当社執行役員を辞任いたしました。なお㈱ウイングは平成28年５月16日付で㈱ツルハグループマーチャンダイジングに吸収合併されております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で会社法第427条第１項の規定に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

取締役７名　　275百万円（うち社外２名12百万円）
監査役５名　　47百万円（うち社外３名15百万円）

（注）1．当社は使用人兼務取締役がおりませんので、取締役には使用人給与は支給しておりません。
2．取締役９名のうち６名に対し、連結子会社から191百万円の報酬等の支払いを行っております。なお、社外取締役に該当はありません。
3．取締役の報酬限度額は、平成17年８月11日開催の第43回定時株主総会において年額５億円以内、また平成20年８月12日開催の第46回定時株主総会においてストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額として年額30百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内）とすることでご承認いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、平成17年８月11日開催の第43回定時株主総会において年額６千万円以内、また平成20年８月12日開催の第46回定時株主総会においてストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額として年額20百万円以内とすることでご承認いただいております。
5．支給額には、当事業年度の役員賞与引当額144百万円（取締役133百万円、監査役11百万円）が含まれております。
6．支給額には、新株予約権に対する報酬額35百万円（取締役25百万円、監査役９百万円）が含まれております。

④　社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係および当事業年度における主な活動状況は次のとおりです。

a）社外取締役　　岡田　元也氏

取締役相談役岡田元也氏は、イオン㈱取締役兼代表執行役社長 グループＣＥＯであります。イオン㈱は当社の大株主であるとともに、当社グループは同社グループが経営するショッピングセンターへ出店しており、賃借等の営業取引がありますが、取引額は当社営業経費の1.7％であり僅少であります。また、当社グループは同社グループから商品仕入れを行っておりますが、総仕入れ額の0.3％であり僅少であります。

当期に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識から、客観的立場で当社の経営上有用な意見、助言をいただいております。

b）社外取締役　　青木　桂生氏

取締役青木桂生氏は、㈱クスリのアオキ取締役会長であります。㈱クスリのアオキと当社子会社である㈱ツルハとの間で業務・資本契約を締結しております。同社と当社グループとの間では、記載すべき取引関係はありません。また同氏は、日本チェーンドラッグストア協会会長であります。当社は同協会の会員であります。当期に開催された取締役会13回のうち10回に出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識から、客観的立場で当社の経営上有用な意見、助言をいただいております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

c）社外監査役　　土井　勝久氏

監査役土井勝久氏は、土井法律事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別の取引関係はありません。また同氏は当社子会社である㈱ツルハの監査役を兼務しております。

当期に開催された取締役会13回全てに出席、また同期間に開催された監査役会13回全てに出席し、弁護士として培った専門的見地から経営上有益な意見、助言をいただいております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

d）社外監査役　　酒井　　純氏

監査役酒井純氏は公認会計士酒井純事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別の取引関係はありません。また同氏は㈱ホクリヨウの監査役であります。当社と㈱ホクリヨウとの間にも特別の
取引関係はありません。同氏は当社子会社である㈱ツルハの監査役を兼務しております。

当期に開催された取締役会13回すべてに出席、また同期間に開催された監査役会13回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から経営上有益な意見、助言をいただいております。

e）社外監査役　　藤井　文世氏

監査役藤井文世氏は㈱北洋銀行常務取締役であります。当社と同行との間では預金と為替取引はありますが、融資取引はありません。

同氏が就任された以降の取締役会10回全てに出席、また同期間に開催された監査役会10回全てに出席し、金融業務に精通した豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の健全性を確保するための意見をいただいております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

なお、社外役員が当事業年度において当社の子会社等から受けた報酬等の額はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

(注) 1．当社の会計監査人を設置している全ての子会社につきましても新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3．監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容と概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限としております。

⑤ 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分等の内容

イ．処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ．処分内容

ⅰ 平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３か月間の契約の新規の締結に

関する業務の停止
ii 業務改善命令（業務管理体制の改善）
ハ. 処分理由
i 他社の財務書類の監査における社員の過失による虚偽証明
ii 監査法人の運営が著しく不当

(5) 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効率的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報については、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

② 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a）当社および当社子会社は、当社グループ業務執行に係るリスクについて、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。

b）リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

③ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に本部長クラスの月２回の定例ミーティングまたは経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

b）取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

④ 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a）コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。

社長直轄のコンプライアンス統括グループを設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、当社グループのコンプライアンス体制の整備および維持を図ることとする。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

b）内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置く。

c）取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

d）法令および定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス統括グループを直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行うこととする。

e）監査役は当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a）当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、コンプライアンス統括グループが当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。またコンプライアンス統括グループは当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令および定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

b）子会社が当社からの経営管理、経営指導を受けるに際して、その内容について法令および定款に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室またはコンプライアンス統括グループは直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

a）監査役の職務の補助者として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、取締役からの独立を確保するものとする。

b）監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

⑦ 当社および当社子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a）当社グループの取締役および使用人は当社および当社子会社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

b）社内通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
c）上記の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けない体制を確立し、社内通報に関する規程に明記する。
d）監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑧ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社は、当社および子会社の財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制委員会」を設置し、金融商品取引法およびその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。

⑨ 反社会的勢力の排除に向けた体制の整備

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

⑩ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

a）年に４回開催している内部統制委員会において、内部統制システムの運用状況について開示すべき重要な不備がないかモニタリングを行っております。また、本委員会において、各年度の内部統制システムの運用の最終評価を行っております。
b）コンプライアンス統括グループが中心となり、グループ各社の管理者クラスの従業員に対して内部統制システムの重要性に関する研修を当期は13回行い、コンプライアンスに対する意識づけを高める教育を行っております。
c）毎月開催される、グループ各社の部長クラス以上の経営幹部が出席する経営会議において、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。
d）グループ各社の内部監査部門が定期的に監査実施状況について情報交換会議を行い、グループ一体となって監査部門の強化を図っております。この会議には監査役も参加しており、業務執行部門の監査状況の把握をいたしております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化および将来の事業展開を勘案しながら、株主利益重視の見地から安定した配当を行うことを基本方針とし、さらに配当性向を考慮した利益配分を実施してまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、店舗の新設および増床・改装に伴う設備投資やM＆Aも含めた成長など、将来の企業価値を高めるための投資に向けて、備えていく方針であります。

今後も、中長期的な視点にたって、持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金については予定より20円の増配とし、１株当たり64円とさせていただきました。すでに、平成28年１月12日実施済みの中間配当金１株当たり44円とあわせまして、年間配当金は１株当たり108円となります。

連結貸借対照表

(平成28年５月15日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産		**流動負債**	
現金及び預金	38,347	買掛金	91,542
売掛金	21,046	1年内返済予定の長期借入金	1,206
有価証券	31,000	未払金	9,332
商品及び製品	71,343	リース債務	264
原材料及び貯蔵品	15	未払法人税等	6,101
繰延税金資産	2,514	賞与引当金	3,782
短期貸付金	2	役員賞与引当金	400
その他	10,721	ポイント引当金	1,867
流動資産合計	174,991	その他	4,873
		流動負債合計	119,370
固定資産			
有形固定資産		**固定負債**	
建物及び構築物	19,063	長期借入金	5,322
機械装置及び運搬具	0	リース債務	1,917
工具、器具及び備品	7,243	繰延税金負債	6,693
リース資産	1,594	退職給付に係る負債	1,050
土地	7,610	役員退職慰労引当金	6
建設仮勘定	82	資産除去債務	1,691
有形固定資産合計	35,595	その他	2,199
		固定負債合計	18,880
無形固定資産			
のれん	17,464	**負債合計**	**138,250**
ソフトウェア	392	**純資産の部**	
電話加入権	76	科目	金額
その他	449	**株主資本**	
無形固定資産合計	18,382	資本金	8,321
		資本剰余金	26,373
投資その他の資産		利益剰余金	106,716
投資有価証券	23,205	自己株式	△5,311
長期貸付金	24	株主資本合計	136,100
繰延税金資産	1,431		
差入保証金	36,305	**その他の包括利益累計額**	
その他	3,689	その他有価証券評価差額金	15,527
貸倒引当金	△84	退職給付に係る調整累計額	△60
投資その他の資産合計	64,571	その他の包括利益累計額合計	15,467
固定資産合計	118,549		
		新株予約権	875
		非支配株主持分	2,846
		純資産合計	**155,290**
資産合計	**293,541**	**負債純資産合計**	**293,541**

連結損益計算書

（平成27年５月16日から
平成28年５月15日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		527,508
売上原価		378,096
売上総利益		**149,412**
販売費及び一般管理費		118,069
営業利益		**31,342**
営業外収益		
受取利息	146	
受取配当金	121	
受取賃貸料	138	
持分法による投資利益	54	
受取補償金	15	
受取保険金	26	
その他	276	1,620
営業外費用		
支払利息	237	
貸倒引当金繰入額	27	
中途解約違約金	43	
その他	29	338
経常利益		**32,623**
特別利益		
固定資産売却益	0	
段階取得に係る差益	244	
その他	37	281
特別損失		
固定資産除却損	294	
固定資産売却損	0	
減損損失	920	
投資有価証券評価損	278	
その他	266	1,760
税金等調整前当期純利益		**31,145**
法人税、住民税及び事業税		11,842
法人税等調整額		△283
当期純利益		**19,585**
非支配株主に帰属する当期純利益		**262**
親会社株主に帰属する当期純利益		**19,323**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年５月16日から
平成28年５月15日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,064	24,124	91,994	△5,845	118,337
当期変動額					
新株の発行	256	256			512
剰余金の配当			△4,600		△4,600
親会社株主に帰属する当期純利益			19,323		19,323
自己株式の処分		1,993		534	2,528
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	256	2,249	14,722	534	17,763
当期末残高	8,321	26,373	106,716	△5,311	136,100

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	12,738	△10	12,728	726	－	131,791
当期変動額						
新株の発行						512
剰余金の配当						△4,600
親会社株主に帰属する当期純利益						19,323
自己株式の処分						2,528
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,789	△49	2,739	149	2,846	5,735
当期変動額合計	2,789	△49	2,739	149	2,846	23,498
当期末残高	15,527	△60	15,467	875	2,846	155,290

【連結注記表】

1．記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数　13社

連結子会社の名称

㈱ツルハ
㈱くすりの福太郎
㈱ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本
㈱レデイ薬局
㈱ツルハグループマーチャンダイジング
㈱ウイング
㈱ツルハｅコマース
㈱ツルハフィナンシャルサービス
㈱ツルハコーポレーション北北海道
㈱ツルハコーポレーション南北海道
㈱ツルハコーポレーション東北
㈱ツルハファーマシー
㈱セベラル

a.平成27年５月16日付で、連結子会社であった株式会社リバースは当社子会社であります株式会社ツルハに吸収合併されたため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
b.平成27年８月16日付で、連結子会社であった株式会社ウェルネス湖北は当社子会社であります株式会社ハーティウォンツに吸収合併されたため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
なお、株式会社ハーティウォンツは平成27年８月16日付で社名を株式会社ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本へ変更しております。
c.第１四半期連結会計期間に新たに持分法適用関連会社とした株式会社レデイ薬局の普通株式を第２四半期連結会計期間に追加取得した結果、同社は当社の連結子会社となりました。これにより、第２四半期連結会計期間末において、同社を持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に追加しております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

㈱ベース
Tsuruha（Thailand）Co.,Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の状況

会社等の名称

㈱ベース

Tsuruha（Thailand）Co.,Ltd.

(持分法を適用しない理由)

当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、すべて連結決算日と一致しております。

当連結会計年度において、㈱レデイ薬局は決算日を５月15日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、当連結会計年度における会計期間は8.5ヶ月となっております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品　売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品　最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降取得の建物（建物付属設備を除く)および平成28年４月１日以降取得した建物付属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　２～45年

機械装置及び運搬具　６年

工具、器具及び備品　２～20年

ロ．無形固定資産　（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年５月15日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、実際支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を引当計上しております。

ハ．役員賞与引当金　　役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額を引当計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支給に備えるため、連結子会社の一部は内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ホ．ポイント引当金　　カード会員に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額をポイント引当金として計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法　　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法　　数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

⑤　のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

なお、重要性のないものについては一括償却しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更）
（企業結合に関する会計基準等の適用）
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。
企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）および事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。
これによる損益に与える影響は軽微であります。
（減価償却方法の変更）
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物付属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
なお、当連結会計年度において、連結計算書類への影響は軽微であります。
（追加情報）
法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.8％から平成28年５月16日から平成30年５月15日までのものは30.6％、平成30年５月16日以降のものについては30.4％にそれぞれ変更されております。
なお、この税率変更に伴う影響は軽微です。

３．連結貸借対照表に関する注記
（1）有形固定資産の減価償却累計額　40,807百万円

（2）保証債務残高

Tsuruha（Thailand）Co.,Ltd.（借入金）	281百万円
計	281百万円

連結子会社の㈱ツルハは一部の店舗の差入保証金404百万円について、金融機関および貸主との間で代位預託契約を締結しており、当該契約に基づき、金融機関は、貸主に対して差入保証金相当額404百万円を同社に代わって預託しております。

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式　48,690,268株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月16日 取締役会	普通株式	(注) 2,513	52.75	平成27年5月15日	平成27年7月21日
平成27年12月15日 取締役会	普通株式	2,100	44.00	平成27年11月15日	平成28年1月12日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会連携型ＥＳＯＰの信託口に対する配当金13百万円を含めております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生予定日
平成28年6月14日 取締役会	普通株式	3,059	利益剰余金	64.00	平成28年5月15日	平成28年7月20日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数
第6回新株予約権	普通株式	191,400株
第7回新株予約権	普通株式	429,600株
2008年新株予約権	普通株式	27,200株
2009年新株予約権	普通株式	31,200株
2010年新株予約権	普通株式	34,600株
2011年新株予約権	普通株式	36,400株
2012年新株予約権	普通株式	32,800株
2013年新株予約権	普通株式	16,600株
2014年新株予約権	普通株式	13,800株
2015年新株予約権	普通株式	7,400株
合計		821,000株

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、元本の回収確実性を最重視し、かつ常識的な運用益が得られるような商品で運用しております。金融機関の選定についても信用面に留意しつつ、安全性の確保に努めております。有価証券は短期の信託商品であり、M＆Aなどの突発的な資金需要にも対応するため、流動性の確保にも努めております。

投資有価証券は政策的に保有する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、以下の通りであります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	38,347	38,347	－
(2) 売掛金	21,046	21,046	－
(3) 有価証券	31,000	31,000	－
(4) 投資有価証券	23,101	23,101	－
(5) 差入保証金	36,305	36,114	△191
資産計	149,801	149,609	△191
(6) 買掛金	91,542	91,542	－
負債計	91,542	91,542	－

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

運用期間３ヶ月以内の信託商品であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

約定期間に基づく返還額に対し、与信管理上の信用リスクを加味した適切な利率で割り引いた現在価値を時価としております。

(6) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	104

これらについては市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１ 年 以 内 (百万円)	１年超５年以内 (百万円)	５年超10年以内 (百万円)	１０ 年 超 (百万円)
現金及び預金	38,347	－	－	－
売掛金	21,046	－	－	－
有価証券	31,000	－	－	－
差入保証金	2,836	7,579	9,564	16,325
合計	93,229	7,579	9,564	16,325

６．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　3,170円60銭

１株当たり当期純利益　　405円73銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

８．その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年５月15日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産		**流動負債**	
現金及び預金	2,695	未払金	316
売掛金	582	未払費用	1
有価証券	1,000	未払法人税等	48
貯蔵品	1	預り金	0
繰延税金資産	31	賞与引当金	58
関係会社短期貸付金	843	役員賞与引当金	159
未収還付法人税等	3,093	その他	72
その他	177	流動負債合計	657
流動資産合計	8,426		
		固定負債	
固定資産		受入保証金	16
有形固定資産		その他	7
建物	3	固定負債合計	23
工具、器具及び備品	18		
有形固定資産合計	21	**負債合計**	**680**
		純資産の部	
無形固定資産		科目	金額
電話加入権	0	**株主資本**	
ソフトウェア	244	資本金	8,321
無形固定資産合計	244	資本剰余金	
		資本準備金	41,605
投資その他の資産		その他資本剰余金	2,452
関係会社株式	67,313	資本剰余金合計	44,057
関係会社長期貸付金	18	利益剰余金	
繰延税金資産	157	利益準備金	15
その他	95	その他利益剰余金	27,210
貸倒引当金	△428	別途積立金	861
投資その他の資産合計	67,156	繰越利益剰余金	26,348
固定資産合計	67,422	利益剰余金合計	27,225
		自己株式	△5,311
		株主資本合計	74,292
		新株予約権	875
		純資産合計	**75,168**
資産合計	**75,849**	**負債純資産合計**	**75,849**

損　益　計　算　書

（平成27年５月16日から
平成28年５月15日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収入		18,681
営業費用		4,551
営業利益		**14,130**
営業外収益		
受取利息	4	
有価証券利息	0	
受取配当金	1	
その他	8	14
営業外費用		
支払利息		3
経常利益		**14,141**
特別利益		
その他		1
特別損失		
関係会社株式評価損		278
税引前当期純利益		**13,864**
法人税、住民税及び事業税		164
法人税等調整額		△20
当期純利益		**13,719**

株主資本等変動計算書

（平成27年５月16日から
平成28年５月15日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,064	41,348	471	41,819	15	861	17,229	18,106
事業年度中の変動額								
新株の発行	256	256		256				
剰余金の配当							△4,600	△4,600
当期純利益							13,719	13,719
自己株式の処分			1,980	1,980				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	256	256	1,980	2,237	－	－	9,119	9,119
当期末残高	8,321	41,605	2,452	44,057	15	861	26,348	27,225

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△5,846	62,144	726	62,870
事業年度中の変動額				
新株の発行		512		512
剰余金の配当		△4,600		△4,600
当期純利益		13,719		13,719
自己株式の処分	534	2,515		2,515
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			149	149
事業年度中の変動額合計	534	12,147	149	12,297
当期末残高	△5,311	74,292	875	75,168

【個別注記表】

1．記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　定率法

ただし、建物（建物付属設備を除く）および平成28年４月１日以降取得した建物付属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、おもな耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	５～10年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、実際支給見込額のうち、当事業年度負担分を引当計上しております。

③ 役員賞与引当金　役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額を引当計上しております。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物付属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額はありません。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　44百万円

(2) 保証債務残高

㈱レデイ薬局（借入金）	6,000百万円
Tsuruha（Thailand）Co.,Ltd.（借入金）	281百万円
計	6,281百万円

(3) 関係会社に対する区分表示していない金銭債権債務

短期金銭債権	758百万円
短期金銭債務	0百万円
長期金銭債務	16百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	
営業収入	18,672百万円
営業費用	33百万円
営業取引以外の取引高	7百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式	886,038株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産　…　新株予約権、未払事業税、賞与引当金、未払社会保険料

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号) 及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号) が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.8%から平成28年５月16日から平成30年５月15日までのものは30.6%、平成30年５月16日以降のものについては30.4%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微です。

7．リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8．関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱ツルハ	医薬品小売業	(所有)直接100.0	兼任９名	経営指導等	経営指導料等の受取	2,040	売掛金	434
子会社	㈱レデイ薬局	医薬品小売業	(所有)直接51.0	兼任２名	経営指導等	銀行借入金に対する債務保証	6,000	－	－

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

経営指導料等の受取については双方協議のうえ合理的に決定しております。

金融機関の借入については債務保証を行っておりますが、保証料は受領しておりません。

9．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,554円10銭
１株当たり当期純利益	288円08銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年７月６日

株式会社ツルハホールディングス
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　関谷靖夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齊藤揮誉浩　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ツルハホールディングスの平成27年５月16日から平成28年５月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツルハホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年７月６日

株式会社ツルハホールディングス
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　関谷靖夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齊藤揮誉浩　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ツルハホールディングスの平成27年５月16日から平成28年５月15日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年５月16日から平成28年５月15日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、コンプライアンス統括グループその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、コンプライアンス統括グループ及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年７月８日

株式会社ツルハホールディングス　監査役会

常勤監査役	西　　功	㊞
常勤監査役（社外監査役）	土井勝久	㊞
監査役（社外監査役）	酒井　純	㊞
監査役	井元哲夫	㊞
監査役（社外監査役）	藤井文世	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役11名選任の件

取締役全員（９名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の機能強化を目的として２名増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	鶴羽　樹（つるは　たつる） （昭和17年２月11日生）	昭和51年６月　㈱ツルハ入社 昭和53年７月　同社取締役 平成６年８月　同社専務取締役 平成８年８月　同社代表取締役専務 平成９年８月　同社代表取締役社長 平成15年８月　当社取締役 平成16年８月　㈱クスリのアオキ取締役（現任） 平成17年８月　当社代表取締役社長 平成19年１月　㈱くすりの福太郎取締役（現任） 平成20年８月　当社社長執行役員 ㈱ツルハ社長執行役員 平成25年12月　㈱ハーティウォンツ（現㈱ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本）取締役（現任） 平成26年８月　当社代表取締役会長（現任） ㈱ツルハ代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ツルハ代表取締役会長 ㈱クスリのアオキ取締役 （取締役候補者とする理由） 鶴羽　樹氏は、当社代表取締役社長として、強い統率力と決断力により経営手腕を発揮し、当社グループの業容拡大の基盤を築き上げました。現在は、代表取締役会長としてグループの経営全体に対して指導を行っております。選任後は、代表取締役会長として、引き続き職責を担う予定であります。	1,407,640株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	堀川政司 (ほりかわまさし) (昭和33年９月９日生)	昭和52年３月　㈱ツルハ入社 平成９年８月　同社取締役 平成16年８月　㈱ツルハ常務取締役 平成17年８月　当社常務取締役 平成20年８月　当社取締役 当社専務執行役員・グループ店舗開発担当 ㈱ツルハ取締役（現任） 同社専務執行役員 平成21年８月　㈱ウェルネス湖北取締役 平成25年12月　㈱ハーティウォンツ（現㈱ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本）取締役（現任） 平成26年８月　当社代表取締役社長（現任） 当社社長執行役員（現任） 平成27年２月　㈱くすりの福太郎取締役（現任） 平成27年11月　㈱レデイ薬局取締役（現任） (重要な兼職の状況) ㈱ツルハ取締役 (取締役候補者とする理由) 堀川政司氏は、平成26年８月に当社代表取締役社長に就任以来、当社グループの業容拡大とガバナンス体制の構築の中枢的役割を担っております。取締役会の決議を執行し、グループ全体の業務を強い統率力と的確な判断力により統括しております。選任後は、代表取締役社長として、引き続き当社グループの中期目標である全国2,000店舗、売上高7,000億円の達成を目指して職責を担う予定であります。	64,104株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	鶴羽 順 (昭和49年5月21日生)	平成10年4月　㈱ツルハ入社 平成23年5月　同社取締役執行役員 同社北海道店舗運営本部長 当社執行役員 平成23年8月　㈱ウイング取締役 平成23年12月　Tsuruha（Thailand）Co.,Ltd.取締役（現任） 平成26年8月　当社取締役専務執行役員・グループ店舗運営部門担当（現任） ㈱ツルハ代表取締役社長（現任） 同社社長執行役員（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ツルハ代表取締役社長・社長執行役員 （取締役候補者とする理由） 鶴羽　順氏は、当社取締役専務執行役員およびグループ内で筆頭の業績規模を誇る㈱ツルハの代表取締役社長として当社の経営上の意思決定に参画するとともに、店舗の現場経験により培ってきた統率力と行動力が今後の当社グループの発展拡大に大きく寄与するものと判断し、選任をお願いするものであります。	217,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	後藤輝明 (昭和30年９月19日生)	昭和54年４月　㈱ツルハ入社 平成８年８月　同社取締役 平成14年６月　同社調剤運営本部長（現任） 平成16年８月　同社常務取締役 平成17年８月　当社常務取締役 平成20年８月　当社取締役（現任） 当社常務執行役員・グループドラッグ店舗運営部門担当 ㈱ツルハ取締役（現任） 同社常務執行役員（現任） 平成25年６月　㈱ウェルネス湖北（現㈱ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本）取締役（現任） 平成26年８月　当社常務執行役員・グループ調剤運営部門担当（現任） (重要な兼職の状況) ㈱ツルハ取締役・常務執行役員 (取締役候補者とする理由) 後藤輝明氏はグループの調剤運営部門担当取締役兼常務執行役員として、豊富な知識と経験をもとに、調剤部門の業務効率化と調剤薬局勤務薬剤師の資質向上に大きく貢献してきました。選任後も調剤部門の最高責任者として職責を担う予定であります。	58,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	大船正博（おおふねまさひろ） (昭和27年10月10日生)	平成５年11月　㈱ツルハ入社 平成17年８月　同社取締役（現任） 平成17年８月　当社取締役（現任） 当社管理本部長兼総務部長兼経理部長 平成19年１月　㈱くすりの福太郎監査役（現任） 平成20年８月　当社常務執行役員・管理部門担当管理本部長兼経理部長 平成20年12月　㈱ツルハフィナンシャルサービス代表取締役社長（現任） 平成21年３月　当社常務執行役員・管理部門担当管理本部長（現任） ㈱ウェルネス湖北監査役 平成25年12月　㈱ハーティウォンツ（現㈱ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本）監査役（現任） 平成27年11月　㈱レデイ薬局監査役（現任） (重要な兼職の状況) ㈱ツルハ取締役 ㈱ツルハフィナンシャルサービス代表取締役社長 (取締役候補者とする理由) 大船正博氏は、グループの管理部門担当取締役として、財務、経理、税務、法務全般に関する幅広い知識と管理本部長としての豊富な経験をもとに、職責を担ってまいりました。選任後は取締役顧問として経営上の諸事項全般について指導・助言を行う職責を担う予定であります。	6,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	阿部光伸 (昭和29年５月19日生)	平成16年３月　㈱ツルハ顧問 平成16年８月　同社常務取締役 平成17年８月　当社常務取締役 平成20年８月　当社常務執行役員（現任） ㈱ツルハ取締役（現任） 平成22年12月　グループ海外事業部門担当（現任） 平成23年12月　Tsuruha（Thailand）Co.,Ltd.代表取締役社長（現任） 平成27年５月　㈱くすりの福太郎代表取締役社長 平成27年８月　当社取締役（現任） 平成28年５月　㈱くすりの福太郎代表取締役副会長（現任） (重要な兼職の状況) ㈱ツルハ取締役 Tsuruha（Thailand）Co.,Ltd.代表取締役社長 ㈱くすりの福太郎代表取締役副会長 （取締役候補者とする理由） 阿部光伸氏は、当社海外事業本部担当取締役および子会社代表取締役社長として当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。選任後は引き続き特に海外事業部門の体質強化に注力し職責を担う予定であります。	12,000株
7	木嶋敬介 (昭和30年１月10日生)	平成７年４月　㈱ハーティウォンツ（現㈱ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本）入社 平成７年10月　同社取締役 平成17年６月　同社常務取締役 平成21年11月　同社取締役社長兼社長執行役員 平成25年12月　同社代表取締役社長兼社長執行役員 当社執行役員 平成27年８月　当社取締役（現任） ㈱ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) ㈱ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本代表取締役会長 （取締役候補者とする理由） 木嶋敬介氏は、当社取締役兼子会社の代表取締役会長として経営に携わり、ドラッグストア業界に精通した深い見識と経験により職責を果たしております。選任後は当社のグループプライベートブランド商品開発担当取締役として職責を担う予定であります。	－株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	青木桂生（あおきけいせい） (昭和17年2月13日生)	昭和47年３月　青木二階堂薬局入社 昭和51年６月　㈲青木二階堂薬局設立取締役 昭和56年11月　同社代表取締役 昭和60年１月　㈱クスリのアオキ設立代表取締役 平成12年８月　㈱ツルハ取締役 平成15年８月　㈱クスリのアオキ代表取締役会長 平成17年11月　当社取締役（現任） 平成22年８月　㈱クスリのアオキ取締役会長（現任） 平成27年６月　日本チェーンドラッグストア協会会長（現任） (重要な兼職の状況) ㈱クスリのアオキ取締役会長 日本チェーンドラッグストア協会会長 (社外取締役候補者とする理由) 青木桂生氏は、㈱クスリのアオキの取締役会長および日本チェーンドラッグストア協会会長として、豊富な経験と知識を有し、当社の経営に対し適確な助言をいただいており、引き続き社外取締役として当社の企業価値向上に貢献していただけると判断し選任をお願いするものであります。	14,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	岡田元也 (昭和26年6月17日生)	昭和54年３月　ジャスコ㈱（現イオン㈱）入社 平成２年５月　同社取締役 平成４年２月　同社常務取締役 平成７年５月　同社専務取締役 平成９年６月　同社代表取締役社長 平成15年５月　同社取締役兼代表執行役社長 平成17年11月　当社取締役相談役（現任） 平成24年３月　イオン㈱取締役兼代表執行役社長 グループＣＥＯ（現任） 平成26年８月　㈱クスリのアオキ取締役（現任） 平成26年11月　ウエルシアホールディングス㈱取締役（現任） (重要な兼職の状況) イオン㈱取締役兼代表執行役社長 グループＣＥＯ （社外取締役候補者とする理由） 岡田元也氏は、イオン㈱取締役兼代表執行役社長 グループＣＥＯとして高度な経営判断をされており、当社の取締役会においても有益な発言をいただいております。選任後も引き続き取締役相談役として当社の経営全般に有益な指導をいただくものと判断し選任をお願いするものであります。	4,000株
10	※三橋信也 (昭和34年６月８日生)	平成元年４月　㈱レデイ薬局入社、同社取締役 平成11年３月　同社代表取締役社長 平成19年７月　同社代表取締役社長兼営業本部長 平成20年６月　同社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) ㈱レデイ薬局代表取締役社長 （取締役候補者とする理由） 三橋信也氏は、㈱レデイ薬局代表取締役社長としてドラッグストア経営における豊富な経験と知識を有しており、当社グループの企業価値向上と中期経営目標達成に向けて尽力いただけると判断し選任をお願いするものであります。	5,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
11	※山田恵司（やまだえいじ） （昭和31年1月20日生）	昭和53年４月　日興証券㈱入社 平成19年２月　同社常務取締役 平成22年３月　同社専務執行役員 平成23年４月　ＳＭＢＣ日興証券㈱専務執行役員 平成26年４月　日興リサーチセンター㈱代表取締役社長 平成28年３月　同社退社 （社外取締役候補者とする理由） 山田恵司氏は、証券会社役員として豊富な経験、実績を積んでまいりました。選任後は金融・証券分野の専門知識を駆使し、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。	ー株

（注）１．候補者岡田元也氏は、イオン㈱取締役兼代表執行役社長 グループＣＥＯであり、イオン㈱は当社の大株主であるとともに、当社グループは同社グループが経営するショッピングセンターへ出店しており、賃借等の営業取引がありますが、当社営業経費の1.7％であり僅少であります。また、当社グループは同社グループから商品仕入れを行っておりますが、総仕入れ額の約0.3％であり僅少であります。
また、候補者青木桂生氏は、㈱クスリのアオキ取締役会長であり、当社との間には記載すべき取引関係はありません。
他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．岡田元也、青木桂生、山田恵司の３氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は青木桂生氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
３．岡田元也、青木桂生の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって両氏とも10年９ヶ月となります。
４．※印は新任候補者であります。
５．当社と青木桂生氏、岡田元也氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、山田恵司氏の選任が承認された場合も同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第２号議案　会計監査人選任の件

会計監査人新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに以下の会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、監査役会が当監査法人を会計監査人候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数を考慮するとともに、監査法人としての規模、経験等の職務遂行能力および独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　　称	有限責任 あずさ監査法人
主たる事務所の所在地	東京都新宿区津久戸町１番２号あずさセンタービル
沿　　革	昭和44年７月　監査法人朝日会計社設立 昭和60年７月　監査法人朝日会計社と新和監査法人が合併し、朝日新和会計社設立 平成５年10月　監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人が合併し、朝日監査法人発足 平成15年２月　KPMGジャパンの監査部門が、あずさ監査法人を設立 平成16年１月　朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、法人名をあずさ監査法人として発足 平成22年７月　有限責任監査法人に移行し、法人名を「有限責任 あずさ監査法人」に変更
概　　要	資本金　　3,000百万円 構成人員 公認会計士　3,036名（うち代表社員30名、社員517名） 会計士補　11名 会計士試験合格者　1,177名 専門員　762名（特定社員35名、うち代表社員１名） その他職員　592名 合　計　5,578名 クライアント数　監査証明業務　3,494社 その他の業務　1,432社

（注）有限責任　あずさ監査法人が原案どおり選任された場合、当社と同監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額となります。

第３号議案　当社および当社子会社の執行役員および従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社および当社子会社の執行役員および従業員に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

Ⅰ. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、当社および当社子会社の執行役員および従業員に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

Ⅱ. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限および金銭の払込みの要否

1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ.に定める内容の新株予約権3,100個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式310,000株を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

Ⅲ. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、本総会終結後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、3.（2）①の規定を準用する。

また、上記のほか、本総会終結後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \begin{matrix}\text{調 整 前}\\ \text{行使価額}\end{matrix} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ⅰ 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記（2）に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

ⅱ 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

ⅲ 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

① 上記（1）①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調

整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記（1）②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記（1）①および②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から2年間とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の（1）、(2)、(3)、(4) 又は（5）の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上

を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記5.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10.に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

以上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4）インターネットによる議決権行使は、平成28年８月９日（火曜日）の午後６時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

（機関投資家の皆様へ）

株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場ご案内図

日時：平成28年８月10日（水）午前10時より（午前９時受付開始）
会場：札幌市中央区北１条西11丁目
ロイトン札幌　３階　ロイトンホール
TEL.　011-271-2711

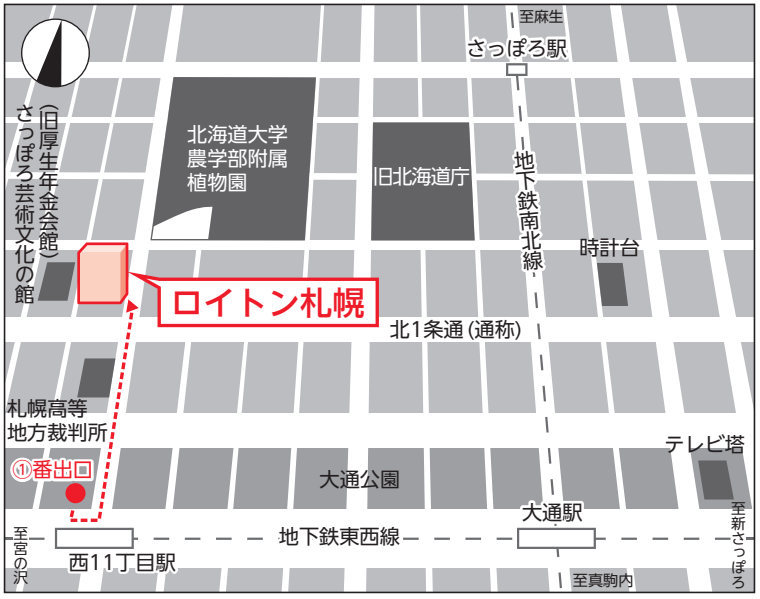

[交通機関]
■地下鉄東西線　西11丁目駅下車（①番出口）徒歩約３分
■ＪＲ札幌駅からタクシー約５分
※駐車場（有料）の数に限りがございますので、公共交通機関にてご来場いただきますようお願い申しあげます。
※株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。

UD FONT